

## ( 情 報 提 供 )

平成14年4月9日

平成14年度における厚生労働科学研究費補助金の交付の対象となる  
研究課題等の公募の改訂について

1. 厚生科学研究費補助金取扱規程（平成10年4月厚生省告示第130号）第6条の規定に基づき、平成14年度における厚生労働科学研究費補助金の交付の対象となる研究の課題並びに研究計画書の提出期間及び提出先を定め、厚生労働省ホームページに掲載されました。
2. 厚生労働科学研究費補助金は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とし、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について競争的な研究環境の形成を行い、厚生労働科学研究の振興を一層推進する観点から、厚生労働省のホームページに掲載し、研究課題の募集を行っています。  
応募された研究課題は、事前評価委員会において「専門的・学術的観点」や「行政的観点」等からの総合的な評価を経たのちに採択研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。
3. 今般、公募する研究課題は、別添「平成14年度厚生労働科学研究費補助金公募要項（改訂版）」により応募手続きを行うこととしております。  
なお、本要項は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/wp/kenkyu/index.html>)から申請様式（研究計画書）をダウンロードすることが可能です。

平成 1 4 年 度

厚生労働科学研究費補助金公募要項

( 改 訂 版 )

平成 1 4 年 4 月 8 日

厚生労働省大臣官房厚生科学課

# 目 次

	頁
1. 厚生労働科学研究費補助金の目的及び性格	1
2. 応募に関する諸条件等	
(1) 応募資格者	2
(2) 研究組織及び研究期間	2
(3) 対象経費	2
(4) 研究計画策定に当たっての研究倫理 に関する留意点	4
(5) 提出期間	5
(6) 提出先	5
(7) 提出部数	5
(8) その他	5
3. 照会先一覧	9
4. 研究課題の評価	10
5. 公募研究事業の概要等	
(1) 各研究事業の概要及び新規課題採択 方針等	11
(2) 公募研究事業計画表	27
6. 補助対象経費の基準額一覧表	28
(付) 研究計画書の様式及び記入例	31

## 1. 厚生労働科学研究費補助金の目的及び性格

厚生労働科学研究費補助金は、従来の厚生科学研究費補助金を改編したもので「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とし、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について競争的な研究環境の形成を行い、厚生労働科学研究の振興を一層推進する観点から、毎年度厚生労働省ホームページ等を通じて、研究課題の募集を行っています。

応募された研究課題は、事前評価委員会において「専門的・学術的観点」や「行政的観点」等からの総合的な評価を経たのちに採択研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。

なお、この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の取り消し等、法により処分が行われますので十分留意して下さい。

### 平成14年度公募研究事業

1. 特定疾患対策研究事業
2. 効果的医療技術の確立推進臨床研究事業
3. 萌芽的先端医療技術推進研究事業
4. 基礎研究成果の臨床応用推進研究事業
5. 免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業
6. こころの健康科学研究事業
7. 肝炎等克服緊急対策研究事業
8. 労働安全衛生総合研究事業
9. 健康科学総合研究事業

（健全な水循環の形成に関する研究分野）

## 2. 応募に関する諸条件等

### (1) 応募資格者

1) 次のア及びイに該当する者（以下「主任研究者」という。）

ア. (ア) から (キ) に掲げる国内の試験研究機関等に所属する研究者。

(ア) 厚生労働省の施設等機関

(イ) 地方公共団体の附属試験研究機関

(ウ) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関

(エ) 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）

(オ) 研究を主な事業目的としている民法第34条の規定に基づき設立された公益法人等

(カ) 研究を主な事業目的としている独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人

(キ) その他厚生労働大臣が適当と認めるもの

イ. 研究計画の組織を代表し、研究計画の遂行（研究成果のとりまとめ、補助金の適正な執行を含む。）に関して全ての責任を負い、外国出張その他の理由により長期にわたってその責務を果たせなくなることを、或いは定年等により退職し研究機関を離れること等の見込みがない者。

2) 研究を主な事業目的としている民法第34条の規定に基づき設立された公益法人

### (2) 研究組織及び研究期間

ア. 研究組織

(ア) 主任研究者

(イ) 分担研究者

分担研究者は分担した研究項目について実績報告書を作成する必要がある。

また、分担した研究項目の遂行に必要な経費の配分を受けた場合、その適正な執行に責任を負わねばならない。

(ウ) 研究協力者

主任研究者の研究計画の遂行に協力する。

なお、研究協力者は実績報告書を作成する必要はない。

イ. 研究期間

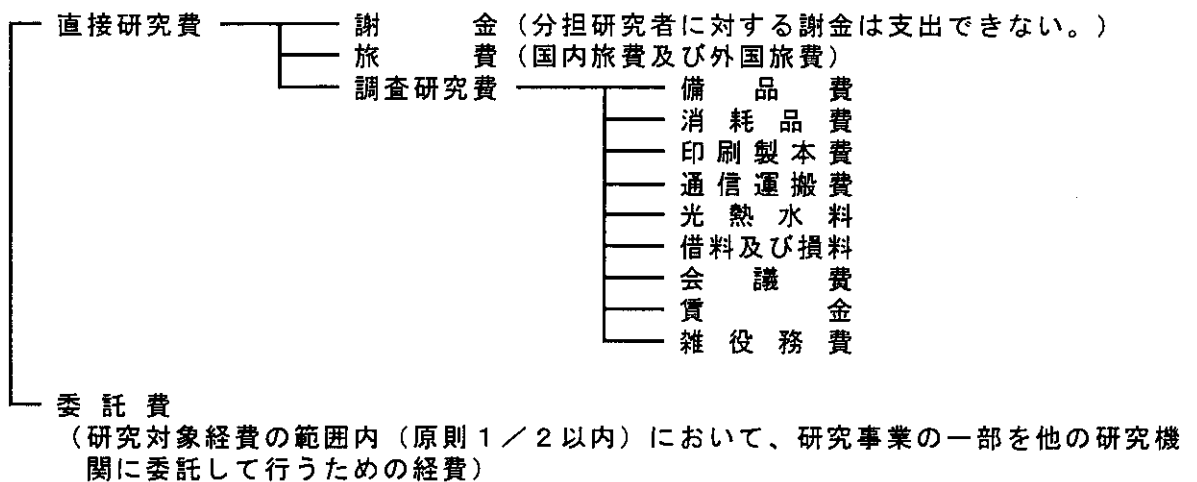
国の会計年度内とし、特段の理由がない限り平成14年4月1日から平成15年3月31日とします。

### (3) 対象経費

ア. 申請できる研究経費

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費。

なお、経費の算出に当たっては、別添「厚生労働科学研究費補助金における補助対象経費の基準額一覧表（平成14年度）」により算出して下さい。



イ. 申請できない研究経費

本補助金は、当該研究計画を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び設備等の基盤的研究条件が最低限確保されている研究機関の研究者又は公益法人を対象としているので、研究計画の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は申請することはできませんので留意して下さい。

- (ア) 建設等施設に関する経費。
- (イ) 雇用関係が生ずるような月極めの給与、退職金、ボーナスその他各種手当。
- (ウ) 机、いす、複写機等研究機関で通常備えるべき設備備品を購入するための経費。
- (エ) 研究実施中に発生した事故又は災害の処理のための経費。(被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険(当該研究計画に位置づけられたものに限る。)の保険料を除く。)
- (オ) その他本補助金による研究に関連性のない経費。

ウ. 外国旅費等について

主任研究者又は分担研究者(公益法人にあっては、当該研究に従事する者であって主任研究者又は分担研究者に準ずる者)で1行程につき最長2週間程度の期間に限り、海外渡航に必要な外国旅費及び海外で必要となる経費(直接研究費の各費目に限る)が補助対象となっています。(ただし、当該研究上必要な専門家会議、情報交換及び現地調査又は国際学会等において当該研究の研究成果の発表を行う場合に限りです。)

外国旅費等を申請する場合には、当該年度申請額の20%(ただし、最高5,000千円を限度とする。)を上限額としています。

エ. 備品について

価格が50万円以上の機械器具であって、賃借が可能なものを購入するための経費の申請は認められません。研究の遂行上、調達が必要な機械器具等については、原則的にリース等の賃借により研究を実施していただくこととなります。

オ. 賃金について

国立試験研究機関(注)の研究者に公募による研究経費が交付された場合、経理事務及び研究補助に要する賃金職員は別途の予算手当によって各機関一括して雇用するため、研究経費からこれらの職員に係る賃金は支出できません。

(注) 国立試験研究機関とは、国立医薬品食品衛生研究所、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所及び国立保健医療科学院をいう。

カ. 経費の混同使用の禁止

他の経費（研究機関の経常的経費又は他の補助金等）に本補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできません。

(4) 研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点

ア. ヒトのクローン、キメラ、ハイブリッド及び胚等に関する研究について

ヒトのクローン、キメラ、ハイブリッドに関する研究の実施については、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」及び「特定胚の取扱いに関する指針」を遵守してください。（ヒトクローン胚等を人又は動物の胎内へ移植することは、禁止されています。また、作成できる胚の種類も動物性集合胚に限定されています。）

また、ヒト胚性幹細胞に関する研究については、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」を踏まえ、実施してください。（ヒトES細胞の樹立及び使用は、当面、基礎的研究に限られ、ヒトES細胞及びこれに由来する細胞を人体に適用する臨床研究その他医療及びその関連分野において使用することは、別に基準が定められるまでの間行わないこととされています。）

これらヒトのクローン、キメラ、ハイブリッド及び胚等に関する研究に該当するおそれのある研究の実施に当たっては、申請者は事前に所属施設の倫理審査委員会による審査等の法や指針に定められた必要な手続きを経た上で、研究計画書の「10. 研究計画・方法及び倫理面への配慮」欄中「倫理面への配慮」の項に、これら指針の遵守に関し、記載して下さい。

イ. ヒトの遺伝子解析研究について

ヒトの遺伝子解析研究の実施に当たって倫理的観点から遵守すべき基準については、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」を定めておりますので、本指針にしたがい、研究を実施してください。

指針に関する情報は、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針ホームページ」（<http://www2.ncc.go.jp/elsi/>）をご覧ください。

申請者は研究計画書の「10. 研究計画・方法及び倫理面への配慮」欄中「倫理面への配慮」の項に、指針の遵守に関し、記載して下さい。

ウ. 人を対象とした臨床研究について

人を対象とした臨床研究の実施に当たっては、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年3月27日厚生省令第28号）」第4章等の規定を参考に、研究を実施してください。

申請者は研究計画書の「10. 研究計画・方法及び倫理面への配慮」欄中「倫理面への配慮」の項に、医療機関の審査委員会、文書による説明と同意の取得等に関し、記載して下さい。

なお、疫学研究については、次の「エ. 疫学研究について」を対象として下さい。

エ. 疫学研究について

疫学研究については、現在文部科学省と共同で、疫学的手法を用いた研究等の適正

な推進の在り方に関する専門委員会を設置し、「疫学的手法を用いた研究等に関する倫理指針」を検討しています（詳細は厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0109/s0918-4.html>）をご覧ください。）ので、申請者は指針の検討状況を参考にして研究計画を策定し、「10. 研究計画・方法及び倫理面への配慮」欄中の「倫理面への配慮」の項に記載してください。

- (5) 提出期間 平成14年4月8日（月）～5月10日（金）  
（受付時間は、9：30～12：00及び13：00～17：00とし、土・日・祝日の受付は行いません。）  
申請書類を郵送する場合は、「書留」とし、封書宛名左下に赤字で「研究事業名」及び「公募課題番号」を記入し、提出期間内に必着するよう余裕をもって投函して下さい。

- (6) 提出先 厚生労働省内の各研究事業担当課 <3. 照会先参照>  
〒100-8916  
東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館）  
なお、厚生労働省の施設等機関においては、所属する研究者の研究計画書を取りまとめるうえ提出して下さい。  
その他の研究機関等においても、上記に準じた手続きをとられることが望まれます。

- (7) 提出部数 研究計画書20部（研究計画書（正）1部、（正）の写し19部）  
（研究計画書は、両面印刷し左上をホチキスで止めること。）

(8) その他

ア. 補助金の経理事務及び受領の委任について

補助金の経理事務及び受領については、原則、主任研究者の所属する研究機関の長が、主任研究者の委任を受けて行うこととなり、経理事務についての管理責任を負うこととなります。したがって、経理事務担当者は、原則、研究機関の経理・管理部門（会計課等）に所属する職員として下さい。なお、事務及び受領の委任状等の手続きについては、研究計画書の段階ではなく、補助金を申請する時に提出していただくこととなります。

\* 補助金の事務及び受領の委任は、主任研究者と所属機関の長との間で任意に行われるものであり、必ず委任しなければならないという趣旨のものではありませんが、補助金のより一層の適正な執行のため、できるだけ委任して下さい。また、国立試験研究機関の職員が主任研究者となる場合には必ず委任して下さい。なお、委任した場合には、経理関係の提出書類を簡略化することができます。

イ. 間接経費の補助（オーバーヘッド）について

平成13年度より、一定の新規採択課題を対象に、採択課題の研究を実施するのに必要な経費のみならず、より質の高い研究環境を創出し、効果的かつ効率的な研究の推進を図るため、研究の実施を支えるための間接経費を補助することとしております。なお、本制度については、主任研究者が国立試験研究機関に所属する場合には対象外となります。



\*間接経費とは、

主任研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上等、採択課題の研究を遂行するために間接的に必要となる経費。

ウ. 研究の成果及びその公表

研究の成果は、研究者等に帰属します。ただし、本補助金による研究事業の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがあります。

また、報告書等は公開となります。抄録については、ホームページに掲載しますので、フロッピーディスク等の電子媒体で提出してください。

エ. 効果的医療技術の確立推進臨床研究事業による研究協力者等の活用について

本公募要項に基づき効果的医療技術の確立推進臨床研究事業に公募し、採択された研究課題については、別途、臨床研究実施チームの整備事業又は質の高いがん医療の均てん化事業として研究課題を支援するための研究協力者等の募集を実施いたします。

オ. 厚生労働科学研究費補助金による推進事業の活用について

本公募要項に基づく公募による研究者等への研究費補助のほか、採択された研究課題を支援するため、厚生労働科学研究費補助金により、主に次の事業を関係公益法人において実施します。

(ア) 外国人研究者招へい事業

課題が採択された主任研究者からの申請に基づき、当該研究の分野で優れた研究を行っている外国人研究者を招へいし、海外との研究協力を推進することにより我が国における当該研究の推進を図る事業。（招へい期間：2週間程度）

(イ) 外国への日本人研究者派遣事業

課題が採択された主任研究者からの推薦に基づき、国内の若手日本人研究者を外国の研究機関及び大学等に派遣し、当該研究課題に関する研究を実施することにより、我が国における当該研究の推進を図る事業。（派遣期間：6ヶ月程度）

(ウ) リサーチ・レジデント事業（若手研究者育成活用事業）

課題が採択された主任研究者からの申請に基づき、主任又は分担研究者の所属する研究機関に当該研究課題に関する研究に専念する若手研究者を一定期間（原則1年、最長3年まで延長）派遣し、当該研究の推進を図るとともに、将来の我が国の当該研究の中核となる人材を育成するための事業。

（対象者：博士の学位を有する者又はそれと同等の者（満39歳以下の者））

当該事業に係る募集案内については、研究課題採択後に実施公益法人から直接主任研究者あて行うこととなります。

カ. 研究計画書に記載する公募課題番号について

「5. 公募研究事業の概要等」の各研究事業公募研究課題に明示されている番号を記載して下さい。

#### キ. 健康危険情報について

厚生労働省においては、平成9年1月「厚生労働健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理の体制を整備しており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下、「健康危険情報」という。）については、厚生労働科学研究費補助金により研究を行う研究者からも広く情報収集を図ることとしておりますので、その趣旨をご理解の上、研究の過程で健康危険情報を得た場合には、厚生労働省への通報をお願いします。

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

#### ク. 政府研究開発データベース入力のための情報

本補助金により行う研究については、府省横断的なデータベースである政府研究開発データベース（内閣府総合科学技術会議事務局）への入力対象となります。以下の情報については、研究計画書中に確実に記入願います。

##### （ア）研究分野

主たる研究分野を「重点研究分野コード表」より選び、研究区分番号、重点研究分野、研究区分を記入するとともに、関連する研究分野（最大3つ）について同様に記入願います。

##### （イ）研究キーワード

当該研究の内容に則した、研究キーワードについて、「研究キーワード候補リスト」より選び、コード番号、研究キーワードを記入願います。（最大5つ）  
該当するものがない場合、30字以内で独自のキーワードを記入して下さい。

##### （ウ）研究開発の性格

当該研究について、基礎研究、応用研究、開発研究のいずれにあたるかを記載願います。

##### （エ）研究者ID

主任研究者又は分担研究者の内、大学関係又は国・特殊法人等の研究機関に所属する研究者は、それぞれ所属機関等により付与された研究者IDを記入して下さい。文部科学省の科学研究費ID（8桁）をもっている大学等の研究者は、20という2桁の数字をあたりに付けた10桁の数字が研究者IDとなります。国立研究機関等の研究者は、IDを所属機関に確認して下さい。

なお、分担研究者にあつては、研究費の配分額の多い者から順に10名までがID記載の対象となります。

また、民間企業等の研究者で研究者IDの不明な者については、IDの記入は必要ありません。

##### （オ）エフォート

主任研究者又は分担研究者は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間の配分率（%）いわゆるエフォートについて、研究者の年間の全仕事時間（正規の勤務時間に限らない）を100%として小数点以下を四捨五入し整数で記入して下さい。

なお、分担研究者にあつては、研究費の配分額の多い者から順に10名までがエフォート記載の対象となります。

また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何%ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願いいたします。

（カ）（ア）研究分野から（ウ）研究開発の性格までの項目については、「6. 研究の

概要」の覧に記載して下さい。

(エ) 研究者ID、(オ) エフォートについては、「5. 研究組織」の「(1) 研究者名」の覧に、研究者名の下に研究者IDを、その下にエフォートを記入して下さい。

ケ. なお、研究課題採択後においても、厚生労働省が指示する書類の提出期限を守らないなどにより、補助事業の円滑な実施に支障を来す者については、採択の取り消しを行うこともありますので十分留意して下さい。

### 3. 照 会 先 一 覧

この公募に関して疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先に照会して下さい。

区 分	連絡先（厚生労働省代表03-5253-1111）
1. 特定疾患対策研究事業	健康局疾病対策課（内線2356）
2. 効果的医療技術の確立推進臨床研究事業 （小児疾患に関する臨床研究分野） （上記以外）	医政局研究開発振興課（内線2543） 健康局総務課生活習慣病対策室（内線2339）
3. 萌芽的先端医療技術推進研究事業	医政局研究開発振興課（内線2543）
4. 基礎研究成果の臨床応用推進研究事業	医政局研究開発振興課（内線2543）
5. 免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業	健康局疾病対策課（内線2359）
6. こころの健康科学研究事業	社会・援護局障害保健福祉部企画課（内線3020）
7. 肝炎等克服緊急対策研究事業 （肝炎研究分野） （牛海綿状脳症研究分野）	健康局結核感染症課（内線2382） 医薬局食品保健部企画課（内線2452）
8. 労働安全衛生総合研究事業	労働基準局安全衛生部計画課（内線5550）
9. 健康科学総合研究事業 （健全な水循環の形成に関する研究分野）	健康局水道課（内線4034）

## 4. 研究課題の評価

研究課題の評価は、「厚生科学研究に係る評価の実施方法に関する指針」（平成10年1月28日厚生省告示第6号）に基づき、新規申請課題の採択の可否等について審査する「事前評価」、研究継続の可否等を審査する「中間評価」、研究終了後の研究成果を審査する「事後評価」の3つの過程に分けられます。

「事前評価」においては、提出された研究計画書に基づき外部専門家により構成される事前評価委員会において、「専門的・学術的観点」と「行政的観点」の両面からの総合的な評価（研究内容の倫理性等総合的に勘案すべき事項についても評定事項に加えます。）を経たのち、研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。（なお、大型の公募研究課題については、必要に応じ申請者に対して申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についてのヒアリングや施設の訪問調査を実施し、評価を行います。）

研究課題決定後は、速やかに申請者へ文書で通知します。

また、採択された課題等については、印刷物のほか厚生労働省ホームページ等により公表します。

### （1）専門的・学術的観点からの評定事項

- ア. 研究の厚生労働科学分野における重要性
  - ・厚生労働科学分野に対して有用と考えられる研究であるか
- イ. 研究の厚生労働科学分野における発展性
  - ・研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか
- ウ. 研究の独創性・新規性
  - ・研究内容が独創性・新規性を有しているか
- エ. 研究目標の実現性
  - ・実現可能な研究であるか
- オ. 研究者の資質、施設的能力
  - ・研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか

### （2）行政的観点からの評定事項

- ア. 行政課題との関連性
  - ・厚生労働行政の課題と関連性がある研究であるか
- イ. 行政的重要性
  - ・厚生労働行政にとって重要な研究であるか
- ウ. 行政的緊急性
  - ・現時点で実施する必要性・緊急性を有する研究であるか

## 5. 公募研究事業の概要等

### (1) 各研究事業の概要及び新規課題採択方針等

#### ア. 特定疾患対策研究事業

##### <事業概要>

原因が不明、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾患のうち、希少性等を有するために全国規模で研究を行わなければ原因の究明や治療方法の確立が進まない特定疾患を対象として、臓器別、疾患別に特定疾患医療に役立てる研究開発を進めるとともに、広く横断的、基盤的に特定疾患医療に役立てる研究開発や画期的な治療方法や患者の予後や生活の質の改善方法の研究開発を目的とする。

##### <新規課題採択方針>

特定疾患の臨床に役立つ科学的根拠を集積することを目的とする臨床調査研究、特定疾患の臨床に役立つ基礎的な科学的根拠の集積及び特定疾患に関する社会医学及び政策的な解析を目的とする横断的基盤研究、特定疾患患者の予後やQOLの改善を目指し、具体的な目標を設定し、画期的な成果を得ることを目的とする重点研究

研究費の規模：1課題当たり30,000千円～50,000千円（1年当たり）

研究期間：3年

新規採択予定課題数：50課題程度

##### <公募研究課題>

###### (臨床調査研究)

臓器別、疾患別に特定疾患に係る科学的根拠を集積・分析し、医療に役立てることを目的とする研究のうち、次に掲げるもの。

###### (参考)

なお、研究計画の作成に当たり、以下のアからカまでの項目について適宜明らかにするとともに、キ～ケの項目について必ず明記すること。

ア. 解明しようとする病因、把握しようとする病態

イ. 診断基準の確立又は見直し

ウ. 治療指針の策定又は見直し

エ. 予防法の開発

オ. 診断法、治療法、予防法の評価

カ. 特定疾患治療研究事業対象疾患（○の付いたもの）に関する研究については、同事業申請時に提出される臨床調査個人票の活用

（臨床調査個人票については、難病情報センターホームページ参照

<http://www.nanbyou.or.jp/tokuteisikkan/45sikkan.htm>

キ. 患者実態把握及び疫学的解析

ク. 横断的基盤研究班との連携

ケ. 上記研究成果の普及

① 血液型疾患調査研究のうち、次に掲げるもの

(ア) 特発性造血障害に関する調査研究(14160101)

- (○再生不良性貧血、溶血性貧血、不応性貧血（骨髓異形成症候群）、骨髓線維症)
  - (イ) 血液凝固異常症に関する調査研究(14160201)
    - (○特発性血小板減少性紫斑病(ITP)、血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)、特発性血栓症)
  - (ウ) 原発性免疫不全症候群に関する調査研究(14160301)
    - (○原発性免疫不全症候群)
- ② 免疫疾患調査研究のうち、次に掲げるもの
  - (7) 難治性血管炎に関する調査研究(14160401)
    - (○大動脈炎症候群(高安病)、○ピュルジャー病(バージャー病)、○結節性動脈周囲炎、○ウェゲナー肉芽腫症、○悪性関節リウマチ、アレルギー性肉芽腫性血管炎、側頭動脈炎、抗リン脂質抗体症候群)
  - (イ) 自己免疫疾患に関する調査研究(14160501)
    - (○全身性エリテマトーデス(SLE)、○多発性筋炎・皮膚筋炎、シェーグレン症候群、成人スティル病)
  - (ウ) ベーチェット病に関する調査研究(14160601)
    - (○ベーチェット病)
- ③ 内分泌系疾患調査研究のうち、次に掲げるもの
  - (7) ホルモン受容機構異常に関する調査研究(14160701)
    - (偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD受容機構異常症、TSH受容体異常症、甲状腺ホルモン不応症)
  - (イ) 間脳下垂体機能障害に関する調査研究(14160801)
    - (PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症)
  - (ウ) 副腎ホルモン産生異常に関する調査研究(14160901)
    - (発性アルドステロン症、偽性低アルドステロン症、グルココルチコイド抵抗症、副腎酵素欠損症、副腎低形成(アジソン病))
  - (エ) 中枢性摂食異常症に関する調査研究(14161001)
    - (中枢性摂食異常症)
- ④ 代謝系疾患調査研究のうち、次に掲げるもの
  - (7) 原発性高脂血症に関する調査研究(14161101)
    - (原発性高脂血症)
  - (イ) アミロイドーシスに関する調査研究(14161201)
    - (○アミロイドーシス)
- ⑤ 神経・筋疾患調査研究のうち、次に掲げるもの
  - (7) プリオン病及び遅発性ウイルス感染症に関する調査研究(14161301)
    - (○クロイツフェルト・ヤコブ症(CJD)、○亜急性硬化性全脳炎(SSPE)、ゲルスマン・ストロイスラー・シャインカー病(GSS)、致死性家族性不眠症、進行性多巣性白質脳症(PML))
  - (イ) 運動失調症に関する調査研究(14161401)
    - (○脊髄小脳変性症、○シャイ・ドレーガー症候群、○副腎白質ジストロフィー、ペルオキシソーム病)

- (ウ) 神経変性疾患に関する調査研究(14161501)
    - (○筋萎縮性側索硬化症(ALS)、○パーキンソン病、○ハンチントン舞蹈病、脊髄性進行性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症(Kennedy-Alter-Surg病)、脊髄空洞症、進行性核上性麻痺、線条体黒質変性症、ライソゾーム病)
  - (エ) 免疫性神経疾患に関する調査研究(14161601)
    - (○多発性硬化症、○重症筋無力症、ギラン・バレー症候群、フィッシャー症候群、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、多発限局性運動性末梢神経炎(ルイス・サムナー症候群)、クローウ・フカセ症候群)
  - (オ) 先天性水頭症に関する調査研究(14161701)
    - (正常圧水頭症)
  - (カ) ウイリス動脈輪閉塞症に関する調査研究(14161801)
    - (○ウイリス動脈輪閉塞症)
- ⑥ 視覚系疾患調査研究のうち、次に掲げるもの
- (7) 網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究(14161901)
    - (○網膜色素変性症、加齢性黄斑変性症、難治性視神経炎)
- ⑦ 聴覚・平衡機能系疾患調査研究のうち、次に掲げるもの
- (7) 前庭機能異常に関する調査研究(14162001)
    - (メニエール病、遅発性内リンパ腫)
  - (イ) 急性高度難聴に関する調査研究(14162101)
    - (特発性難聴、特発性両側性感音難聴)
- ⑧ 循環器系疾患調査研究のうち、次に掲げるもの
- (7) 特発性心筋症に関する調査研究(14162201)
    - (○特発性拡張型(うっ血型)心筋症、肥大型心筋症、拘束型心筋症、ミトコンドリア病、Fabry病、家族性突然死症候群)
- ⑨ 呼吸器系疾患研究のうち、次に掲げるもの
- (7) びまん性肺疾患に関する調査研究(14162301)
    - (○サルコイドーシス、○特発性間質性肺炎、びまん性汎細気管支炎)
  - (イ) 呼吸不全に関する調査研究(14162401)
    - (○原発性肺高血圧症、○慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)、若年性肺気腫、ヒストサイトーシスX、肥満低換気症候群、肺泡低換気症候群)
- ⑩ 消化器系疾患調査研究のうち、次に掲げるもの
- (7) 難治性炎症性腸管障害に関する調査研究(14162501)
    - (○潰瘍性大腸炎、○クローン病)
  - (イ) 難治性の肝疾患に関する調査研究(14162601)
    - (○劇症肝炎、○原発性胆汁性肝硬変、自己免疫性肝炎)
  - (ウ) 門脈血行異常症に関する調査研究(14162701)
    - (○Budd-Chiari症候群、特発性門脈圧亢進症、肝外門脈閉塞症)
  - (エ) 肝内結石症調査に関する調査研究(14162801)
    - (肝内結石症、肝内胆管障害)



(オ) 難治性腓疾患に関する調査研究(14162901)  
(○重症急性腓炎、腓嚢胞線維症、慢性腓炎)

⑪ 皮膚・結合組織性皮膚疾患調査研究のうち、次に掲げるもの

(7) 稀少難治性皮膚疾患に関する調査研究(14163001)

(○天疱瘡、○表皮水疱症、○嚢胞性乾癬)

(イ) 強皮症に関する調査研究(14163101)

(○強皮症、好酸球性筋膜炎、硬化性萎縮性苔癬)

(ウ) 混合性結合組織病に関する調査研究(14163201)

(○混合性結合組織病)

(エ) 神経皮膚症候群に関する調査研究(14163301)

(○神経線維腫症Ⅰ型(レックリング・ハウゼン病)、○神経線維腫症Ⅱ型、結節性硬化症(プリングル病))

⑫ 骨・関節系疾患調査研究のうち、次に掲げるもの

(7) 脊柱靱帯骨化症に関する調査研究(14163401)

(○後縦靱帯骨化症、○広範脊柱管狭窄症、黄色靱帯骨化症、前縦靱帯骨化症)

(イ) 特発性大腿骨頭壊死症に関する調査研究(14163501)

(○特発性大腿骨頭壊死症、特発性ステロイド性骨壊死症)

⑬ 腎・泌尿器系疾患研究

(7) 進行性腎障害に関する調査研究(14163601)

(IgA腎症、急速進行性糸球体腎炎(RPGN)、難治性ネフローゼ症候群、多発性嚢胞腎)

⑭ スモン調査研究のうち、次に掲げるもの

(7) スモンに関する調査研究(14163701)

(○スモン)

(横断的基盤研究)

臨床調査研究や他の先端的厚生科学研究(ヒトゲノム・遺伝子治療研究、免疫・アレルギー研究等)における研究者との情報交換、技術的支援等の連携のもと、特定疾患に係る基盤的・基礎的な科学的根拠を集積・分析し、医療に役立てることを目的とする研究のうち、次に掲げるもの。

(参考)

なお、研究計画の作成に当たり、以下のアからウまでの項目について適宜明らかにすること。

7. 臨床調査研究者との共同研究

イ. 臨床調査研究における科学的根拠の基盤確立のための基礎研究

ウ. 社会医学研究については、克服すべき難病の社会的問題に対する当該研究の位置づけ

① 基盤研究のうち次に掲げるもの